

令和7年度採用山形県立学校 学校技能員選考試験実施要項

山形県教育委員会

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

校種	職	職務内容	志願資格	採用見込数
中学校 高等学校 特別支援学校	学校技能員	学校の環境の整備及びその他の指示する業務	昭和60年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者	若干名

(注1) 志願資格：地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

2 有していることが望ましい知識、技術、資格等

志願職種	有していることが望ましい知識、技術、資格等
学校技能員	普通自動車運転免許（MT車）、ボイラー技士、危険物取扱者

3 出願手続

(1) 志願書等の配布

ア 請求先

山形県教育局教職員課（山形県庁13階 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

イ 配布開始日

令和6年7月5日（金）

ウ 郵送希望者は、返信用として郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）のうえ、**140円切手（速達は400円）を貼った角形2号封筒（33cm×24cm）**を同封し、封筒の表面に「**県立学校学校技能員選考試験実施要項請求**」と**朱書**して申し込むこと。

(2) 提出書類

ア 志願書

イ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

ウ 返信用封筒2通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号及び宛先（宛名の下に「様」）を明記し、1通は94円切手、1通は110円切手を貼ること。

(3) 志願書等の受付期間、受付時間及び提出先

受付期間	提出先
令和6年8月29日（木）から 令和6年9月9日（月）まで	山形県教育局教職員課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

- ① 志願書の受付は簡易書留による郵送のみとし、令和6年9月5日（木）までの消印有効とする。
- ② 封筒の表面に「志願書等（県立学校学校技能員）在中」と**朱書**のうえ、裏面には氏名を記入すること。

(4) 受験票の送付

令和6年9月17日（火）頃に、返信用封筒を使用して志願者宛に受験票を発送する。受験票に記載された指示に従って必要事項を記入のうえ、志願書と同一の写真を貼って、試験当日に持参すること。

4 選考試験

- (1) 期 日 令和6年9月26日(木)
- (2) 試験会場 **山形県庁(10階1001会議室)** (山形市松波二丁目8番1号 電話 023(630)2863)
- (3) 時程及び試験内容
 - ・開 場 午前 8時45分
 - ・集合時刻 午前 9時15分(時間厳守) ※ 筆記用具、受験票を持参のこと。

時 程	試 験 内 容
午前 9時30分から 午前10時10分まで	筆記試験(一般教養)
午前10時25分から 午前11時05分まで	作文
午前11時20分から 午前11時50分まで	適性検査
午後 1時00分から 午後 5時00分まで	個人面接

※ 志願者数によっては、試験時間を変更する場合があります。

5 選考試験結果の通知等

- (1) 選考試験結果の発表日時及び方法
 - ・令和6年10月15日(火) 午後3時頃(予定)
 - ・合格者の受験番号を山形県のホームページに掲載する。なお、合格者に欠員が生じた場合は、繰り上げ合格者を出す場合がある。
- (2) 採用は、令和7年4月1日以降とする。
- (3) 選考試験の結果についての電話等による問い合わせには、一切応じない。

6 選考試験結果の提供

選考試験の可否結果、筆記試験の得点と総合ランクを受験者あて郵送にて通知する。なお、電話、はがき等による問い合わせはできない。

7 配点、評価の観点及び選考方法

- (1) 配点

試験内容	配 点
筆記試験(一般教養)	100点
作 文	50点
面 接	100点
満 点	250点

- (2) 評価の観点
 - ① 作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。
 - ② 個人面接では、「公務員としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」等について評価する。
- (3) 選考方法
 - ・筆記試験、作文及び面接の合計得点を基準とし、資格・免許等を総合的に勘案して選考する。

8 給与

給与は、初任給のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。初任給は、上位の学歴・経験等がある場合、一定の基準により加算される。

志 願 職 種	初 任 給 (令和6年6月現在)
学校技能員	1 6 3, 7 0 0 円 (高校卒)
	1 5 1, 2 0 0 円 (中学卒)

9 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育局教職員課（電話 023(630)2863）に問い合わせること。
- (2) **試験会場の建物内においては、ICレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず切ること。**
- (3) **時計機能以外の機能を有する腕時計型端末等の使用は認めない。**
- (4) **試験会場は敷地内禁煙である。**

<試験会場案内図>



【試験会場: 山形県庁】

- ◎JR山形駅から県庁行バス乗車約15分、県庁前下車徒歩2分
- ◎JR山形駅からタクシー利用で約10分
- ◎JR仙台駅前バス乗り場からJR山形駅行高速バス乗車約55分、山形県庁前下車徒歩2分
- ◎県庁には十分な駐車スペースがありませんので、公共の交通機関等を利用してください。